



発行：2022年2月28(月) No. 462

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8111
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

確定申告、悩んだら民商へ相談！！

「申告どうしたら」「税金払えるかしら」

民商のダイレクトメール見て相談相次ぐ

先月、飲食店に発送したダイレクトメール（700通）の反応が続いています。北区で長年営業しているスナックの女性は「いただいたビラに、税金が350万円になると書いてあって恐ろしくなって…。民商は30年前に辞めてしまったけど、婦人部の役員さんに申告書を見てもらったことを思い出しました」と事務所へ電話があり来所。ほかにも、「ダイレクトメールを見ました。協力金をもらったので、去年までは税務署へ行って簡単に申告していたが、今年はどうしたらいいか悩んでいた」など5人以上から電話があり、紹介も含め、すでに3人が入会し2月の入会者は現在6名。また、「知り合いのママさんに聞いた」「行きつけのラーメン屋さん（会員）に民商を教えてもらった」と紹介による入会者も続いています。平安支部の岸田さんの紹介で入会した守山区の居酒屋の男性は、申告の相談で入会し「いいところを紹介してもらった～」と喜んでいました。ポスティング業者による民商の宣伝ビラ1万枚の配布も始まっています。

悩んでいる業者に「民商に相談したら」と声をかけましょう。

ハラスメント対策を考える⑤ 弁護士 加藤悠史（名古屋北法律事務所）

（ハラスメント対策⑥と順序が逆になりました。申し訳ありません）

今回はハラスメントの中でもセクハラについて取り上げます。

セクハラは、男女雇用機会均等法11条1項において「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害」するものと定められています。今回は何がセクハラかを考えていきますが、セクハラには、「対価型セクハラ」と「環境型セクハラ」があるといわれています。

対価型セクハラとは、性的な関係を要求したが、拒否されたため、その労働者を解雇するなど、性的言動に対する反応を理由に客観的に不利益な処分をすることです。他方で、環境型セクハラとは、性的な言動により就業環境を不快なものにしてしまうものです。特に環境型セクハラになる性的言動ってどんなものかは、軽く考えられている例も多いのですが、結婚や体形、容姿、服装に関する不必要な発言はセクハラになります。「かわいいね」とか、「早く結婚しないのか」「子どもはつくらないのか」など、軽く言っしまいそうなことも、相手を不快にさせるセクハラになりうるのです。また、「男のくせにだらしない」とか「この仕事は女性には無理」など、性別による決めつけもセクハラになり得ます。これらの言動は、「そんなつもりなかった」と無意識でされがちですが、行為者の意図でセクハラか否かが決まるものではなく、何の言い訳にもならないので、気をつけましょう。セクハラの点でも、会社の業務上、必要な言動かどうかという点を、慎重に考えることが大切です。

3.13（実施は3/11）重税反対全国統一行動

みんなで元気に行進し、自信をもって申告書を提出しましょう

<北区・守山区集会>

集合時間 3月11日（金）午後2時20分
集合場所 北区清水公園（清水小学校 隣）
☆短時間集会後、2時30分デモ（サイレント）出発

<西区集会>

集合時間 3月11日（金）午後2時
集合場所 西区花の木公園グランド（西区役所南側）
☆集会後、2時30分デモ（サイレント）出発

